

令和2年度第1回岡崎市少年愛護センター運営委員会

日 時 令和2年7月15日(水) 午後2時

会 場 岡崎市役所東庁舎 6階 601号室

出席委員

委員長

石川 優 (岡崎市社会福祉協議会長)

平松 文子 (岡崎市民生委員児童委員主任児童委員連絡会会長)

成瀬 眞佐子 (愛知県青少年育成アドバイザー連絡協議会 副会長)

大西 和夫 (岡崎市小中学校現職研修委員会生徒指導部長(矢作北中学校長))

伊澤 勉 (岡崎市小中学校現職研修委員会生徒指導部長(福岡小学校長))

打田 秀行 (県立高等学校生徒指導部代表(岡崎高等学校教諭))

天白 真順 (私立高等学校生徒指導部代表(岡崎学園高等学校教諭))

河内 孝彰 (岡崎警察署生活安全課長)

安ノ井 宏隆 (西三河福祉相談センター児童育成課長)

宮澤 会美香 (NPO法人日本カウンセリング普及協会認定1級心理カウンセラー)

佐野 章子 (少年愛護センター地域指導員(梅園学区))

猪飼 由美子 (少年愛護センター地域指導員(愛宕学区))

事務局 中村 耕 社会教育課長、柴田 英代 社会教育課副課長

社会教育課社会教育係 大村、中村、福田

少年愛護センター 浦野、杉原

議 題 (1) 令和元年度 活動状況について

(2) 令和2年度 活動計画について

(3) 街頭補導について

(1) 令和元年度 活動状況について

配布資料に基づき、愛護センター職員より令和元年度の活動状況を説明。

191名の指導員の協力の下、青少年の非行防止・愛護善導の補導活動を行った。

1年間の回数は529回、場所は3,510カ所、補導した少年の数は2,398人。「愛の一声」を基本とした少年への声掛けが基本だが、喫煙や怠学行為等の少年は家庭、学校等へ通報連絡した。(通報連絡した少年の数 7人)

近年、未成年の喫煙を現場で指導するケースが大変減少しており、昨年度は0件であった。逆に、テスト期間中に大型店舗のフードコートで勉強する高校生の姿をよく目にするようになり、長時間の使用に対して一般客から苦情が出ている店舗もあった。

少年相談は、来所による相談が14件、電話による相談が23件あった。相談者の約半数が母親だが、祖父母や父親からの相談のケースもあった。相談内容の多くは、小中学生対象の家庭でのしつけの問題や学校での友達とのトラブルなどで

あった。

被害情報について、令和元年度は60件の報告があった。特に7月は非常に件数が多かった。不審者の報告が最も多く、声かけや後をつけられるなどの被害があった。また、車に引き込まれる等の連れ去り未遂の報告もあった。

(2) 令和2年度 活動計画について

配布資料に基づき、愛護センター職員から令和2年度の活動計画を説明。

今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、4月中旬から地域指導員の参加を休止し、センター職員のための街頭補導を実施している。8月からは地域指導員の参加を再開する予定である。また、学区補導・合同補導についても8月末までは休止し、9月から再開を予定している。今年度の街頭補導は年間で529回、指導員は延べ2,024人程の動員を予定している。

環境調査と対応について、子供たちが安全に過ごせるよう街頭補導を行いながら、大型ショッピングセンターをはじめ、ゲーム場、駅、公園、カラオケ、漫画喫茶などを調査している。夏場には、遊泳禁止区域の河川なども巡回する予定である。見かけた子どもたちを取り締まるのではなく、犯罪被害に巻き込まれないように見守る声かけをしている。

休校中の街頭補導について、大型店舗のゲームコーナーは、緊急事態宣言の自粛要請を受けて完全に休業をしている所が多い一方、営業中の店には、保護者とともに来店する小中学生が見られた。感染予防のため、声かけは少し控えた。緊急事態宣言解除後は、公園等、小中高生の姿が多く見られるようになった。

少年相談では、他の教育相談機関のスクールソーシャルワーカーや教育相談センターとも連携を取りながら情報交換を行っていく。

今年度の被害情報については、学校休校中であった4月から5月の中旬にかけては、各学校から寄せられる被害報告はほとんどなかったが、分散登校が始まった5月下旬から学校が再開された6月上旬にかけては、ほぼ毎日のように不審者による後付けや盗撮などの被害報告があった。

(3) 街頭補導について

配布資料に基づき、社会教育課職員から街頭補導について説明。

新型コロナウイルス感染予防対策のため、現在補導活動についてはセンター職員のみで実施しており、8月から順次再開をしていく。再開にあたって、密を回避するために、参加人数を少なくして実施する。また、平日の午前中に街頭補導を行っても子供たちの姿を見かけることが減っていることもあり、令和2年度からは、火曜日から金曜日の午前中の補導を中止し、午後の補導のみとしているが、学校の振替代休が多い月曜日や、学校が休みとなる時期などは、午前・午後の2回実施する。よって、地域指導員のセンター補導への参加は、2ヶ月に1回程度から、4ヶ月に1回程度でお願いする予定である。

また、月に1回、中学校と小学校の生徒指導主事と地域指導員が情報交換と街頭補導を兼ねて学区補導を行っているが、補導よりも情報交換に重点がおかれ、不登校となっている家庭の様子を確認するというような場面も多くあるようである。

る。

また、「子ども・若者育成支援推進法」について、従来までの行政における分野別の縦割りの対応から脱却するための仕組みとなるネットワーク整備への移行が求められている。少年愛護センター運営委員会の場でも、相談事例への助言をいただいているが、不登校を始めとした様々な相談が寄せられている。

関係する様々な機関との連携により「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援する」ため、現在の愛護センターの街頭補導を見直していきたいと考えている。

議事終了後、意見交換・情報交換を行い、それぞれの委員の立場から青少年を取り巻く状況について意見交換を行った。

寄せられた貴重な情報や意見を、今後の街頭補導や少年相談で活かし青少年の健全育成に繋げていく。